

令和6年 第5回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和6年11月5日 開会

令和6年11月5日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和6年第5回南種子町議会臨時会目次

第1号（11月5日）（火曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第52号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）	4
総務課長説明	4
質疑	4
9番 濱田一徳議員	4
1. 休 憩	7
4番 福島照男議員	8
8番 上園和信議員	11
討論	12
採決	13
1. 閉 会	13

令和6年 第5回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和6年 11月5日

令和6年第5回南種子町議会臨時会会議録

令和6年11月5日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第52号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 嶋 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	園 田 一 浩	書 記	砂 坂 英 明
-----	------------	-----	------------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀

税務課長 西村 一 広

総合農政課長 山 田 直 樹

建設課長 河 野 容 規

水道課長 河 野 和 昭

保育園長 才 川 いずみ

教育委員会管理課長
兼給食センター所長 松 山 砂 夫

教育委員会
社会教育課長 濱 田 伸 一

農業委員会
事務局 長 羽 生 幸 一

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和6年第5回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、4番、福島照男議員、5番、名越多喜子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、町長提出の議案第52号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

議案第52号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第6号）でございます。町地域公共交通活性化再生協議会負担金が主なものでございまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,720万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億210万3,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当

課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第52号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第52号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第52号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、町地域公共交通活性化再生協議会負担金が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,720万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億210万3,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出予算から説明いたしますので4ページをお開きください。

総務管理費については、町地域公共交通活性化再生協議会負担金が主なもので、3,720万円を増額するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税3万4,000円を増額するものです。

次に、基金繰入金については、今回補正における事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるもので、3,716万6,000円を増額するものです。

以上、説明を終わります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 4ページですね、宇宙のまちづくり推進費ということで3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

ネパールのミクラジャンですか、ここの友好都市に向けた予算ということを知っておりますけども、これで415万9,000円の予算を組んでいます。この予算の具体的な内容について、まず1点目、聞かせてもらいたいと思います。

次にですね、町広報紙に、町長の行政報告が載っていました。そこで、住民からもうですね、なんでネパールなのという、そういう話も聞かれました。

そこですね、10月の臨時議会だったですかね、町長の行政報告の中で、今こういうふうに進めているという話がありましたけども、これをもう少し具体的にですね、話を聞かして欲しいと思います。

まず、その2点について、お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

まず予算の内容についてであります。今回の415万9,000円の予算の内容については、ネパールの在日大使の夫婦2名の交通費、それから、今回のこの通訳それからビザ発行等の手続きを依頼している支援員ということで2名分の委託料225万5,000円と郵便料、ビザ申請の関係ですけれども、郵送料金とバスの借上料ということで44万5,000円を委託費として実行委員会の方から支出を予定しております。

あと、本町における宿泊料金、それから懇親会の費用として90万円の合計で、補正額415万9,000円を計上しているところでございます。

それから2点目の、なぜネパールであるのかということでございますけれども、これについては行政報告の方でも少し報告をしたところでございますが、今回のこのミクラジャン自治体との交流事業については、7月にネパールのミクラジャン自治体の方から正式に公文書が届きまして、姉妹都市提携に関する要請文書ということで、提出があったところです。

そのあと、本町の方から駐日のネパール大使館を9月に訪問をしまして、ミクラジャン自治体からこういう公文書が届いたと、それについて大使の方に話をさせていただきまして、初期の協議を行ったところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） あと2点ほどあったんですけども、3回までという制約がありますので、まとめてお聞きしたいと思います。

ネパールの駐日大使さん夫婦の交通費、それからこの宿泊費をこちらで持つという、向こうから来るのにこちらが負担しなければいけないのかなあと、私は単純に思うんですよね。それが1点とですね。

相手が訪問してきたら、必ずこちらもまたこういう、都市と都市の間ですから、町長以下行かれると思うんですよ。今の話を聞いてると、この415万9,000円の中には、こちらから訪問する旅費は組まれてないですよ。ちょっと組まれてないとすると、さらにこの後、返礼というかそれで行く場合に、予算を組まなければいけないと思うんですけども、その時期等は決まっているのかどうかですね、そこが1点。

ですから、この交通費の関係、なぜ南種子町が負担するのかというのが1点と、

それから、返礼で、これについていつごろを時期を考えているのかというのが1点、この2点についてお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

まず1点目の大使の旅費の支出についてでありますけれども、今回ネパール国、それからミクラジャン自治体との協議をする中で、お互いに交流団が現地に足を運んで、しっかりと自分の目で現地を見てですね、そして肌で感じて、そういうやりとりをすることによって、初めて姉妹都市盟約が正式に実施できるということで、大使の方からもこの言葉をいただいております。

大使の旅費については、あくまでも、この9月に大使館を訪問したときに、ぜひ行きたいということでありましたけれども、在日大使というのは、国の全権大使でございますので、南種子町から招待状を出して、そしてぜひ来てくださいということで取り扱いをして協議をしたところでございます。

ですので、この旅費については、まだ最終的な協議ができてなくて、昨日ですけれども、旅費は大使館の方で出して来ようかなということも少し聞いておりますので、また今後協議をさせていただきたいと考えています。

それから、今回の交流事業の、この415万9,000円につきましては、今回のネパール国から11月23日のイベントに出席をする費用のみとなっております、今後、もちろん本町から行政、議会、それから関係団体の皆さんが、ネパール国に足を運んで、現地を見ていただきたいというふうになると思いますので、その旅費については具体的な時期が決まった段階で、再度予算を提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 最後に、あと2点ほどあるんですけども、まず1点ですね。

町の広報紙を読ませていただきました。町長がですね、非常に両自治区にとってこれは有意義なことだと、私も確かにそういうふうに思います。

確かに外国と交流を持ってというのはですね、この、町にとっても非常に有意義で、今後期待も持てるんですけども、やはりその中で町長の行政報告の中にですね、南種子町の発展、両国の発展に寄与するものと確信しておりますというような文言があったんですけども、具体的にはどういう有効といいますか、両自治体に対してのメリットというかですね、そういうのをどのように考えていらっしゃるのか、町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えします。

この地域の活性化に繋がるというふうに、私が思っておりますのは、今私どもの島にも、これまでやっぱりフィリピンであったり、それからベトナムであったりそれからからもおいでいただいて、そのまま結婚されて残ってる方々もおります。

そして、このネパールというところも、現在日本にもかなりの方がおいでいただいているわけですがけれども、沖縄とか九州にもかなりもう来られて働いてる方が多いです。

そして、ここは非常に教育それから農業関係の町でありますので、私どもとしては、一番期待をしておりますのは、そういう方々が本町においでいただいて、そして、またここで、今かなりもう日本語が上手な方が多いんですけれども、他の外国よりもかなりレベルが高いということですので、要するにそういう方々だけでなく、もっとそれが広がって本町においでいただいて、農業の体験であったり、それから、こちらにおいでいただいた方々を日本語の勉強させる学校、そういう仕組みをこっちで作ったらどうかという話もいただいているので、そういうことも可能であれば、本町にだいぶ来ていただいて、そしてまた、農業やらいろんな分野で福祉も含めて、ここで励んでいただいて、そして習得したものを持ち帰って、自国でしっかりまたそれを生かしていく方もおられるでしょうし、本町にそのまま残られる方もおられれば、今の人材不足、いろんな形の方向に結びつけられないかなという期待をしているところがございます。

これは与那国に行ったときもそうでしたけれども、そこに泊まったところの方々も、ホテルにおられた方もネパール人でした。

日本人にかなり近いんだなという印象を私も持っておりますけれども、そういう意味で、個々の現在抱えてる課題に直結するような方向に行けば、非常に活性化が図られていくんだろうというふうなことで、こういう表現で地域の活性化の革新ということで、ちょっと答弁をさせていただいているところであります。

○9番（濱田一徳議員） 休憩をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩の理由をお聞きしたいと思います。

○9番（濱田一徳議員） 宇宙の町宣言の関係で、ちょっと確認したいことがあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 暫時休憩を認めます。

—————・—————
休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時23分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩を閉じて再開をします。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） この町地域交通活性化の予算についてですね、先日町長の方からデマンド方式による地域交通バスをやりたいんだという説明が、ふるさとまつりのときでしたかね、若干説明がありました。

具体的にどういうふうにこれを運用していくのかですね、現状のそのコミュニティバスとの絡みですね、これをどういうふうにしていくのか。

そこらをまず1点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 詳細については課長の方から答弁させますが、現在の私どもの町の地域公共交通というのは大きなバスを中学校、それから、この子供たちを運ぶバスを使って、空いてる時間を使ってのこの交通体系であります。

そして住民の皆さんからも、これまでも苦情といいますか、もっと利便性の高い効率化を図るべきじゃないかと。大きいバスに人が乗ってないんじゃないかと。これこそ税金の無駄遣いだとか、私どもも非常に厳しい意見は寄せられているところでもあります。

確かに今後を考えますと、やっぱりデマンド型の小さなジャンボタクシーみたいな形になるんですけども、それでもって、今の停留所だけでなくですね、かなり住民にとっては非常に便利になる、そういう体系が組めるのではないかと、いうふうに思っております。

私は、この種子島全体の地域公共交通についても、先般、ご意見を申し上げさせていただきましたけれども、これ事務局をずっと持ち回りをしても、いまだに人員が1人、係がもうそこに配置された状態でそれに打ちかかるような、そういう事務局体制というのは私はもう駄目だというふうなことをちょっと申し上げました。

それで、一市二町の今自主運行で西之表までも走らせてる部分もありますが、空港は空港バスで試験運行して本運行に代わりました。

これも、もうそれぞれの町がそれぞれやればいいんじゃないとか、挙げ句の果ては、今度は路線の距離によって今まで負担をしていたものを、3分の1ずつの均等割とか、もうそういう言い分が次から次出てくるものですから、こんなものでしっかりと公共交通運営ができるのかというふうに非常に疑問を持っております。

やっぱり将来を見据えますと、このデマンドにやって、そしてまたどこからでも、このシステムをちゃんと導入をして、そして皆さんが、そのシステムによって申し込まれたところで、もうちゃんと、今はそういう技術がありますので、そ

ういう管理ができる、そしてバスがそこで最短の距離も示していただいて、廻って来るような、そういうやり方をやらないといけないのではないかとということで、今回その方向でまず町内のこれをデマンドに換えて、そういう利便性向上のためのシステムを構築しようということでありまして、まず今回補正で出しましたのは、早急にこれを取り組んで、準備をして、4月から試験運行をして、10月から本運行の方に切り換えられるような、スケジュール的にはそれでいけるんじゃないかということでもあります。ちょっと詳しいところについては、企画課長から答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

町長の答弁と重複するところもありますけれども、現在の運行している本町のコミュニティバスにつきましては、種子島中央高校のスクールバスと、南種子中学校のスクールバスの空いた時間を活用して運行をしております。

しかしながら、スクールバスの空き時間を活用した運行となっていることから、ダイヤに制限があり、1運行当たりの運行時間が長いことや、効率的な運行ができていないなど、課題も多くよりきめ細かな交通手段が求められておりました。

これまで町民、特に高齢者の移動特性及び居住地に配慮した代替手段の検討を進めてきたところをございまして、今回、現状のコミュニティバスの運行体制の課題解決を図るため、運行体制の見直しや新たな移動サービスの導入を進めているところでございます。

令和7年の4月からデマンド交通での実証運行の開始に必要なシステム導入の費用、それから車両の備品購入費の費用について、今回補正予算を提案するものとなっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 利便性を図る意味で導入ということは非常に前向きな取り組みだというふうに思いますので評価しております。ただ、現状のコミュニティバスの運行は当然必要なわけで、そのものの人材とバスは当然維持しないといけないのかなと思ってるんですが、プラスしてそのデマンド方式の小型バスを導入した場合ですね。その人員の確保と年間のバスの維持費、現状に比べてどれくらい増える見込みなのかですね。

あとデマンド方式ということになると、町民からの申し込みで走るパターンが多くなってくるのかなと思うんですが、そこら辺のシステム導入によってそこら辺がどこまでサービスとして可能になるのかですね、各集落から電話で来たときに、電

話がどうかわかりませんが、申し込みが当然あるわけですが、それを毎回毎回行くわけにもいかんだろうから、日に何回か廻るような形になるのかですね、それは今後の課題でもいいんですが、そこら辺の重複してどっちにしても、コミュニティバスと新しい小型バスが重複して町が持つわけですが、年間どれぐらい維持費がプラスされるのかですね、これからの高齢化に向けてどれぐらいの需要が見込まれて住民サービスが充実されていくのかですね、そこら辺を現状でわかってる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

今回のこの運行の変更につきましては、現在空き時間を活用したスクールバスを活用した運行については、コミュニティバスは、もうこのスクールバスのみに変更をして、このデマンド型の運行に切り換えをするというものです。

デマンド型ですので、申し込みに基づいて随時行動ができる。それから、自宅前で乗り降りができるということで目的地まで最適なルートで運行をすることができますので、コミュニティバスとの重複は現在のところは考えておりません。

それから、人員確保についてはシステムの導入によって特に人員が増えるということは想定しておりませんので、現時点においては現在の体制のまま運行ができるというふうに考えております。

あと、ランニングコストの問題ですけれども、年間費用で690万程度をこの運行の通信費とか保守料ということで考えておりますが、現在今の運行のランニングコスト、ちょっと資料持っていませんので、必要があればまた後ほど報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 財源についてのお尋ねです。

今回基金の方からですね、みなみたね宇宙のまち応援基金、まちづくり基金というところで基金からの繰入というふうになっておりますね。

宇宙のまちで1億6,400万ちょい、まちづくり基金で2億4,500万ぐらいの基金があってその中から支出ということで、この活用は全然問題ないので非常にいいのかなと思ってるんですね。

基金、せっかくあるこれだけの金額の基金がですね、もっと有効的に活用されていいのかなというふうに思ってますね、これ基金に積んでても利子もほとんど付かないで眠ってる状態ですので、今回の補正予算に使うのはよしとしてですね、今後、前回の一般質問でもお尋ねをしましたが、ふるさと納税強化に向

けた取り組み対策、ここら辺も全然今のとこまだ、目途が見えてきてませんので、ここら辺に、やっぱりもっとこう有効活用すべきかなあというふうに思ってますので、今後のこの2つの基金の使用目的、使い道等についてもっと積極的に活用すべきかなと思ってるわけですが、町長ここら辺、どういうふうにとらえておりますか、聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 まちづくり基金と、それからみなみたね宇宙のまち応援基金ですけども、現時点でもうこれはもうかなりの事業に基金を割り当てて、当初からいろんなことをやっております。

そして、特にこの宇宙のもかなりの数があるんですね、航路航空路運賃低廉化協議会であったり、それから芸術祭であったり、教育からいろんなものにこれは充当してきております。

そして、この宇宙のまち応援基金については、条例の方で観光交流事業、それから教育文化に関する事業、福祉に関する事業、地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業などということがありますので、これはもう多岐にわたって多くのものに充当できますので、今後もしっかりと私どものこの基金名にしっかり合致するようなものについては積極的にやりたいと思います。

詳しいことについては総務課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 まちづくり基金に対しては議員のおっしゃる通り2億352万円の予算現額ということになります。

そして、今年度の事業実施といたしましては18項目、事業実施をしております。今言われたように、代表的なものは町長がおっしゃった通りでございます。

あわせて、宇宙のまち応援基金については、これの原資はふるさと納税ということになっておりますので、これを毎年積み立てながら使っていくということで、事業項目は21事業項目ということで、多岐にわたってそれぞれ今、基金条例にもあるように、南種子のまちづくりのために使うということで、以上39件の両基金を合わせますと39事業に使ってるということでございますので、また来年度の予算の中で、また幾分か入れる部分は積極的に取り組んでいきたいと、このように考えます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 予算審議に30分以上時間を費やしておりますが、やっぱり町長、議会に対する説明も必要だったのではないかなと思います。

この一般会計補正予算書がですね、私の手元に届いたのが、11月1日の午後

4時頃でした。それぞれの課長に、お尋ねもできない状態でこの議会を迎えてるんですが、これ会議資料の配布の件ですね。

私読み上げますので、「議案というものは、厳格に解すると議会が開かれなければ提出できないので、議会開会前に議案を配布するということはありえないことになる」とそういうことです。正確には、「開会してから議案が提案され、町長の提案理由の説明を聞き、議案を研究するために、2日か3日休会する」と、これが本来の取り扱いがそうであります。「しかし町村の場合、こうすると議会の会議が非常に長くなり、不便なことが多いので、議案を何日前までに送付すべしというようなことは法理論上ありえないので、単なる事実問題として、町と議会の話し合いによって決めるべきである」と、このように記載しております。これ後で総務課長にお渡しをいたしますが、そこでですねお願いですが、やっぱり開会前の2日ぐらいまでには、議案書を配布して欲しいと、これ私のお願いですが、町長いかがお考えですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 議員のおっしゃるように定例会についてはそれぞれ議運前には配ります。ですので、1週間前には5日前には配られるということで申し合わせをしております。臨時議会については、これは以前からの議員との話し合いの中でも、臨時議会について随時、暇はないということで、私どもが専決した際には、議会としてはいつでもいいよというようなことで言われてます。

というのは、私どもが予算審議をする中で、査定ももちろんします。各主管課からの意見を聞いたりして、積み上げて財源の内部調整をしていきます。どうしても組み立てるまでには相当の時間を要します。

そういう時間の中において、議会を臨時議会でも早急にしないと、期日があつたり、間に合わなかったりということでございまして、それらの審議を含めていくと、どうしても臨時議会を開く際には、それぞれの日程調整の中で厳しいものがありますので、2日前、今言う議員のおっしゃるように2日前には、配られるように今回も5日でしたので、2日前には配布できたんじゃないかということで、私どもは、本来急ぎのようであれば、専決ということも考えるんですが、専決は極力避ける、議員の皆様にお伝えしながら、していくということで努力をして参りたいと思いますので、今後ともご協力をよろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号令和 6 年度南種子町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決しました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和 6 年第 5 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前 10 時 40 分

地方自治法第 123 条第 2 項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 福 島 照 男

南種子町議会議員 名 越 多喜子